

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

水 道 局	(平成 28 年度)
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>2 人件費</p> <p>(1) 人事交流職員に係る退職手当負担区分の不備</p> <p>退職時に所属する会計が退職手当を全額負担する取扱いはあくまで例外的な方法であるという考え方に立てば、例外処理が許容される合理的な根拠について明確化されていない現状の運用は不適切であると言わざるを得ない。</p> <p>退職手当に係る一般会計等との負担区分のあり方を検討のうえ、協定書等として文書化する。</p>	<p>人事交流職員に係る退職手当負担区分については、在籍期間等に応じた分担を行うことが基本としても、異動の実態によっては例外的に分担を行わないこともあるとされているところ、ここ数年間の職員の異動実績が毎年度一定数の双方向の交流があることが確認できたことを踏まえ、併せて各会計における事務負担等を考え合わせれば、退職時に在籍する会計で退職手当の全額を支払い、会計間の負担額の調整を行わないことには妥当性があると判断し、今後とも現状の取扱いを継続することとする旨文書化した。</p>